

第 33 号議案

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 5 月 13 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和 3 年の人事院勧告、大分県人事委員会勧告に係る国、県の職員給与の改定及び他市町村における給与改定等の状況に鑑み、職員の給与改定を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の給与に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の豊後大野市職員の給与に関する条例第 27 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び豊後大野市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第 27 条第 4 項から第 6 項まで又は第 34 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項若しくは第 7 項又は公益的法人等への豊後大野市職員の派遣等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 38 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5 分の 15

(2) 再任用職員 72.5 分の 10

3 令和 3 年 12 月に豊後大野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 56 号）その他の規則で定める条例（任命権者が定める規則又は規程を含む。）の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「豊後大野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 56 号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則又は規程で定める」とする。

（規則への委任）

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。